

電気柵による感電事故を防ぐため、
引き続き正しい使用をお願いします。

7月19日に静岡県で動物よけの電気柵による感電死亡事故が発生しました。事故を防止するため、放牧等で電気柵を設置、使用する場合は、次の事項の遵守をお願いします。

適正な電源装置の使用

電気柵の電気を30ボルト以上の電源(家庭のコンセント等)から供給するときは、**PSE** 電気製品の安全規格を満たすPSEマーク付きの電源装置を使用してください。

漏電遮断器の設置

電気柵を公道沿いなど、人が容易に立ち入れる場所に設置し、30ボルト以上の電源(家庭のコンセント等)から電気を供給する場合は、危険防止のためPSEマーク付きの漏電遮断器を設置してください。

危険表示

電源の種類や電圧の大きさにかかわらず、必ず周囲の人が容易に目で確認できる位置や間隔、見やすい文字で、危険であることの表示を行ってください。

山梨県東部家畜保健衛生所

電話・・・055-262-3166 FAX・・・055-262-3108

夜間の連絡は・・・090-5535-8005

土日・休日の連絡は・・・090-5535-8005 または090-5544-7868

「電気さく」

とは？

● 田畑や牧場などで、高圧の電流による電気刺激によって、野獣の侵入や家畜の脱出を防止する「さく」のことです。

● 「電気さく」は、人に対する危険防止のために、電気事業法によって施設方法が定められています。



「電気さく」施設上の注意

電源

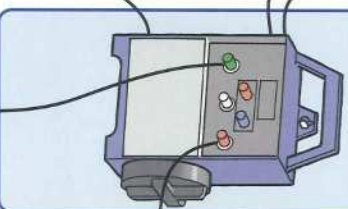


バッテリー
(ソーラーパネル
タイアを含む)
または

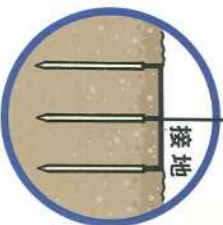


家庭のコンセント

**「電気さく」用
パルス発生装置**



接地



！ 漏電遮断器の設置

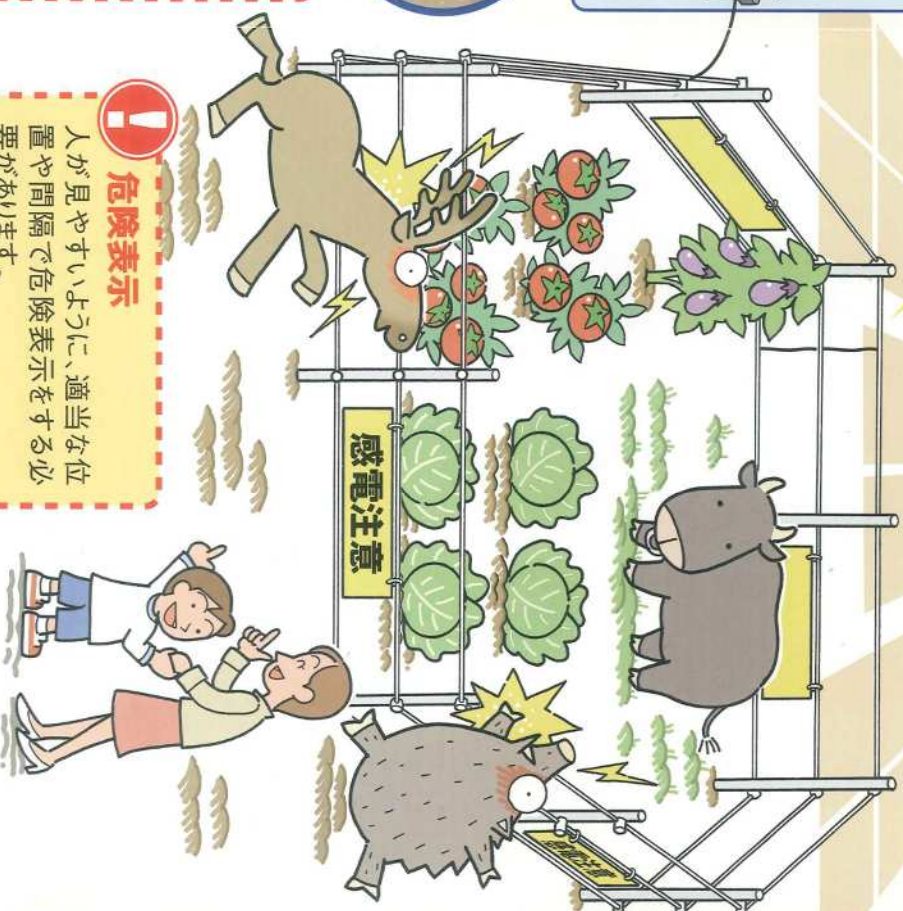
「電気さく」を公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に設置する場合で、30ボルト以上の電源（家庭のコンセントなど）から電気を供給するときは、危険防止のために漏電遮断器を設置する必要があります。

！ 電波発生による障害の防止

「電気さく」から発生する電波が、テレビやラジオなどの無線設備に継続的かつ重大な障害を生じさせないように施設する必要があります。

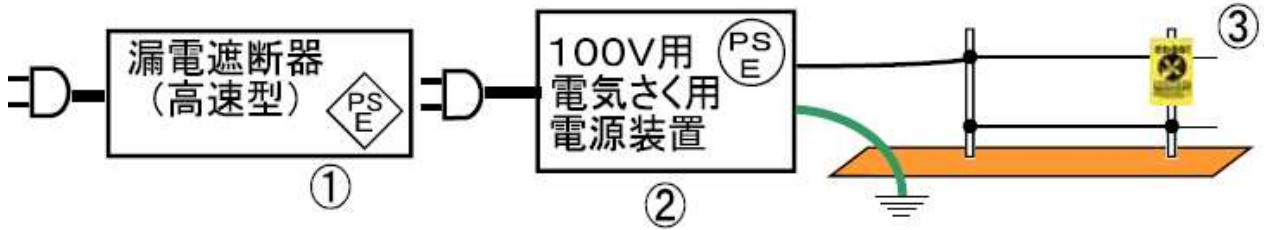
！ 危険表示

人が見やすいように、適当な位置や間隔で危険表示をする必要があります。

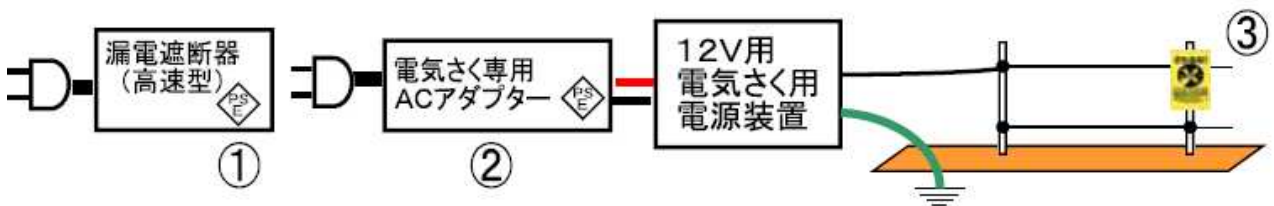


電気柵の安全な使用について(正しい接続方法)

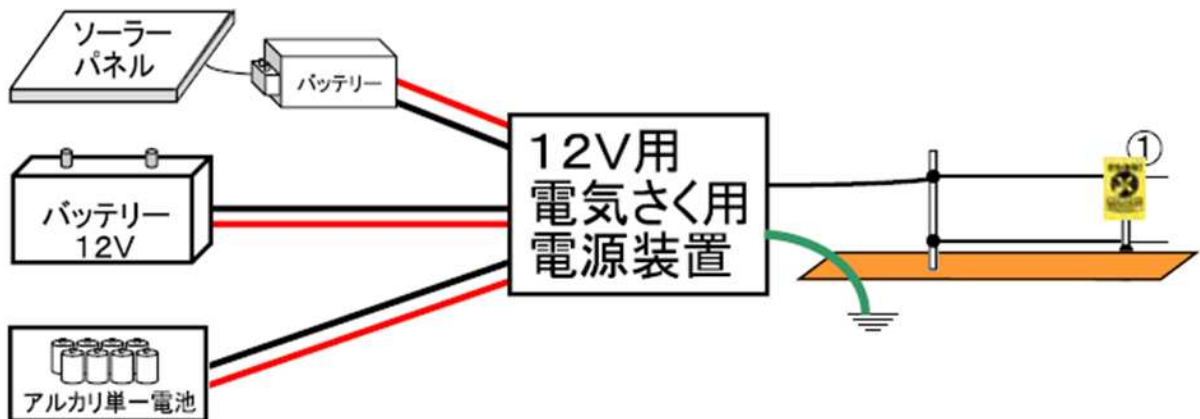
1. AC100Vを電源とするもの



2. ACアダプターを電源とするもの



3. 電池(乾電池、バッテリー、ソーラー等)を電源とするもの(これらを使用する場合、PSEマークは不要です)。



次の方法は
絶対禁止です

AC100Vを直接電気柵へ流すことは法律で禁止されています。重大な事故につながりますので、絶対に行わないでください。

